



第92期 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2020年6月23日(火曜日)
午前10時00分(受付開始:午前9時00分)

開催場所 静岡県掛川市亀の甲1丁目3番地の1
掛川グランドホテル 3階
シャングリラスイート

目次

第92期 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 定款一部変更の件	4
第3号議案 監査等委員でない 取締役7名選任の件	10
第4号議案 監査等委員である 取締役5名選任の件	13
第5号議案 補欠の監査等委員である 取締役1名選任の件	15
第6号議案 監査等委員でない取締役 の報酬額設定の件	16
第7号議案 監査等委員である取締役 の報酬額設定の件	16
(添付書類)	
事業報告	17
連結計算書類	36
計算書類	39
監査報告書	42

フジオーゼックス株式会社

証券コード:7299

証券コード 7299
2020年6月4日

株 主 各 位

静岡県菊川市三沢1500番地の60
フジオーゼックス株式会社
代表取締役社長 辻 本 敏
執行役員

第 92 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年6月22日（月曜日）営業時間終了のとき（午後5時）までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月23日（火曜日） 午前10時00分 |
| 2. 場 | 所 | 静岡県掛川市亀の甲1丁目3番地の1
掛川グランドホテル 3階 シャングリラスイート
(末尾の会場案内図をご参照ください。) |

本年より、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産および株主総会後に開催しておりました懇親会は取りやめさせていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- (1) 第92期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第92期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 監査等委員でない取締役7名選任の件
- 第4号議案** 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案** 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4. その他株主総会招集にあたっての決定事項

- (1) 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.oozx.co.jp/>)に掲載しておりますので本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際し、会計監査人および監査役が監査をした連結計算書類および計算書類の一部です。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.oozx.co.jp/>) に掲載いたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

当社は従来より安定配当をベースとしつつ業績に応じた弾力的な利益還元を行うことを基本方針としておりますが、経営環境は大変厳しい状況の中、当期末配当金につきましては、以下のとおりとさせていただき、株主の皆様の日頃のご支援にお応えする所存です。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額102,698,650円

(注)年間では、2019年12月3日付で中間配当1株につき60円を実施しておりますので、合わせまして1株につき110円の配当となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化しコーポレートガバナンスの向上を図るとともに業務執行の機動性を高め迅速な意思決定を可能にするため、監査等委員会設置会社へ移行することにいたしたいと存じます。

これに伴いまして、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、その他所要の変更を行うものです。

なお、本議案における定款変更につきましては、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
第1条～第3条 (条文省略) (機 関) 第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 第5条～第19条 (条文省略) (取締役の員数) 第20条 当社の取締役は15名以内とする。 (新設)	第1条～第3条 (現行どおり) (機 関) 第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u> 第5条～第19条 (現行どおり) (取締役の員数) 第20条 当社の <u>監査等委員でない取締役</u> は15名以内とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は7名以内とする。</u>

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任方法) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は他の取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>第24条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任方法) 第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第22条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 増員または補欠として選任された監査等委員でない取締役の任期は他の監査等委員でない取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役全員の同意あるときは、前項の規定にかかわらず招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>(顧問および相談役)</p> <p>第32条 当会社は、取締役会の決議をもって顧問および相談役若干名を置くことができる。</p> <p>② 顧問および相談役の任期は2年とする。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意あるときは、前項の規定にかかわらず招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(顧問および相談役)</p> <p>第33条 当会社は、取締役会の決議をもって顧問および相談役若干名を置くことができる。</p> <p>② 顧問および相談役の任期は1年とする。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>) <u>第34条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>) <u>第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員全員の同意あるときは、前項の規定にかかわらず招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>) <u>第36条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>) <u>第37条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。</u></p>
(新設)	<p>(<u>監査等委員会規則</u>) <u>第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>(<u>監査役の員数</u>) <u>第33条 当会社の監査役は4名以内とする。</u></p>	(削除)
<p>(<u>監査役の選任</u>) <u>第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の任期) <u>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役および補欠の監査役が就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p>(常勤の監査役および常任監査役) <u>第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。また、常勤の監査役のうちから常任監査役を定めることができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の招集権者および議長) <u>第37条 監査役会は、常任監査役がこれを招集し、議長となる。</u> <u>② 常任監査役に事故あるときは、監査役会において、あらかじめ定められた順序に従い他の監査役が監査役会を招集し、議長となる。</u> <u>③ 監査役は、必要あるときは、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して監査役会を招集することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知) <u>第38条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。</u> <u>② 監査役全員の同意あるときは、前項の規定にかかわらず招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録) <u>第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役会規則) 第40条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役の報酬等) 第41条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第42条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除する事ができる。</u> ② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第43条～第46条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>第39条～第42条（現行どおり）</p> <p>(附則) <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第92期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の免除および当該損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による定款一部変更前の定款第42条の定めるところによる。</p>

第3号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員でない取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を発生するものとしたします。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1 再任	ツジモト サトシ 辻本 敏 (1958年8月19日)	1982年4月 大同特殊鋼(株)入社 2005年7月 同社鋼材事業部知多工場技術部長 2007年6月 同社技術企画部長 2011年6月 同社取締役海外事業部長 2014年6月 同社常務取締役研究開発本部長 2018年6月 当社代表取締役社長執行役員(現) (重要な兼職の状況) FUJI OOZX MEXICO, S.A. DE C.V.取締役会長	1,473株
2 再任	イチカワ オサム 市川 修 (1960年3月25日)	1982年4月 大同特殊鋼(株)入社 2005年5月 Daido PDM(Thailand)Co.,Ltd.社長 2009年6月 大同特殊鋼(株)特殊鋼事業部軸受・産機営業部長 2013年6月 当社取締役営業部長 2016年6月 取締役執行役員統括本部長 2018年6月 常務取締役執行役員営業本部長 2020年1月 常務取締役執行役員(社長補佐、営業・海外部門統括)(現) (重要な兼職の状況) FUJI OOZX AMERICA Inc.取締役社長	935株
3 再任	フジカワ シンジ 藤川 伸二 (1959年11月13日)	1982年4月 当社入社 2007年6月 総務部長 2011年6月 取締役総務部長 2016年6月 取締役執行役員国内事業本部長兼統括本部管理部長 2018年6月 取締役執行役員統括本部長 2020年1月 取締役執行役員(管理部門統括)(現) (重要な兼職の状況) (株)ジャトス代表取締役社長 (株)テトス代表取締役社長	1,209株

候補者番号	候補者名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4 再任	ハマダ アキヒロ 浜田 章宏 (1961年7月22日)	1984年4月 当社入社 2006年3月 C S 推進部長 2010年6月 取締役製造部長 2013年6月 理事 (PT.FUJI OOZX INDONESIA社長) 2016年6月 取締役執行役員技術本部長 2020年1月 取締役執行役員 (技術部門統括) (現)	1,108株
5 再任	タカノ ユウジ 高野 雄次 (1962年7月10日)	1985年4月 当社入社 2010年7月 建設班 部長 2011年11月 C S 推進部長 2012年6月 取締役製造部長 2015年6月 理事 (FUJI OOZX MEXICO, S.A. DE C.V. 代表取締役社長) 2018年6月 執行役員国内事業本部長 2019年6月 取締役執行役員国内事業本部長 2020年1月 取締役執行役員 (生産部門統括、静岡工場長) (現)	624株
6 新任	ヤマシタ トシアキ 山下 敏明 (1964年1月20日)	1986年4月 大同特殊鋼(株) 入社 2012年4月 同社特殊鋼製品本部特殊棒線事業部自動車営業 部長 2015年6月 同社自動車ビジネスユニット東京営業部長 2016年6月 同社自動車ビジネスユニット長 2017年4月 同社執行役員経営企画部長 2019年4月 同社執行役員自動車ビジネスユニット長 2020年4月 同社常務執行役員自動車ビジネスユニット長 (現)	0株
7 新任 独立 社外	イツカ カツミ 飯塚 嘉津美 (1955年3月23日)	1977年4月 (株)静岡銀行入行 1995年5月 同行三島駅北支店長 2001年6月 同行経営管理部長 2004年6月 同行執行役員呉服町支店長 2004年10月 同行執行役員本店営業部長 2007年1月 静岡モーゲーサービス(株)取締役 2007年10月 同社代表取締役社長 (現) 2019年6月 当社社外監査役 (現)	0株

- (注) 1. 当社と候補者との間に特別の利害関係はありません。
2. 飯塚嘉津美氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は飯塚氏を東京証券取引所の定めに基づく、独立役員として届け出ております。
3. 飯塚嘉津美氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
4. 飯塚嘉津美氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有し、また金融機関子会社において代表を10年以上勤める等会社経営の経験を有しており、

その幅広い見識を活かし取締役会の機能をさらに強化できるものと判断したことによります。

5. 当社は、現在会社法第427条第1項の規定に基づき、昨年飯塚嘉津美氏が監査役に選任された際に会社法第423条第1項に関する責任について責任限度額を100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。飯塚氏の取締役への選任が可決された場合、当社は飯塚氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、山下敏明氏の選任が可決された場合は、山下氏と会社法第423条第1項に関する責任について責任限度額を100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。
7. 山下敏明氏は、2020年6月に大同特殊鋼(株)の取締役役に就任予定です。
8. 飯塚嘉津美氏は、2020年6月に静銀モーゲージサービス(株)代表取締役社長を退任予定です。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を発生するものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	候補者名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1 新任	トネ キョト 刀根 清人 (1961年4月3日)	1985年4月 大同特殊鋼(株) 入社 2018年4月 当社海外事業部付部長 2018年6月 執行役員海外事業本部長 2020年4月 執行役員(現)	311株
2 新任	タケツル タカアキ 竹鶴 隆昭 (1960年7月27日)	1985年4月 大同特殊鋼(株) 入社 2012年4月 同社鍛造製品本部鍛鋼品事業部渋川工場長 2016年6月 同社執行役員 2017年4月 同社執行役員CRM部長 2019年4月 同社常務執行役員CRM部長 2020年4月 同社常務執行役員(現)	0株
3 新任 独立 社外	ヤマダ タケキ 山田 剛己 (1966年1月11日)	1992年10月 監査法人トーマツ(現・有限責任監査法人トーマツ) 入所 2008年7月 同監査法人パートナー就任 2014年10月 山田公認会計士事務所設立 同事務所代表(現) 2015年6月 当社社外監査役(現)	0株
4 新任 独立 社外	カワサキ ケンジ 川崎 健司 (1955年3月28日)	1981年11月 富士電気化学(株)(現FDK(株)) 入社 2005年4月 FDK(株)執行役員企画室長 2008年6月 同社取締役執行役員常務コーポレート本部長 2012年4月 同社取締役執行役員常務CFO財務経理担当 2017年4月 同社取締役執行役員専務CFO電池事業本部長、事務部門担当 2018年3月 同社取締役執行役員副社長CFOコーポレート本部長(現)	0株

候補者番号	候補者名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5 新任 独立 社外	カトウ マサヒト 加藤 政人 (1953年4月14日)	1978年4月 日本楽器製造(株) (現ヤマハ(株)) 入社 1998年3月 ヤマハスカンジナビア代表取締役社長 1999年12月 ヤマハミュージックセントラルヨーロッパ代表 取締役社長 2004年2月 ヤマハ(株)アジア・パシフィック楽器営業本部長 2007年6月 同社執行役員事業企画室長 2013年6月 同社定年退職 2013年7月 ATPパートナーズ合同会社パートナー 2018年4月 ライフスタイルマネジメント(株)設立 代表取締 役社長 (現)	0株

- (注) 1. 当社と候補者との間に特別の利害関係はありません。
2. 山田剛己氏、川崎健司氏、加藤政人氏は社外取締役候補者です。
なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく、独立役員として届け出ております。
3. 山田剛己氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
4. 山田剛己氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として企業会計監査に関する豊富な経験と財務および会計に関する専門的知見を有し、企業経営に精通していることからその職務を全うできるものと判断したことによります。
5. 川崎健司氏を社外取締役候補者とした理由は、製造会社において取締役を10年以上勤めるなど長年の経験を有すること、また製造会社の財務部門を担当する等財務に関する豊富な知識を有することからその職務を全うできるものと判断したことによります。
6. 加藤政人氏を社外取締役候補者とした理由は、製造会社における長年の経験と豊富な知見を有すること、また製造会社の海外の子会社において代表を5年以上勤める等会社経営の経験を有しており、その幅広い見識を活かし職務を全うできるものと判断したことによります。
7. 当社は、現在会社法第427条第1項の規定に基づき、山田剛己氏と会社法第423条第1項に関する責任について責任限度額を100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。山田氏の再任が可決された場合、当社は山田氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、竹鶴隆昭氏、川崎健司氏、加藤政人氏の選任が可決された場合は、各氏と会社法第423条第1項に関する責任について責任限度額を100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。
9. 川崎健司氏は、2020年6月にF D K(株)取締役執行役員副社長C F Oコーポレート本部長を退任予定です。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その選任の効力は選任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を発生するものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

	候補者名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数		
<table border="1"><tr><td>独立</td></tr><tr><td>社外</td></tr></table>	独立	社外	ホッタ ヒサシ 堀田 尚志 (1952年12月2日)	1975年4月 (株)静岡銀行入行 1998年6月 同行法務管理室長 1999年6月 同行監査部担当部長兼法務グループ長 2001年6月 同行審査部担当部長兼融資管理グループ長 2003年6月 同行企業サポート部長 2004年6月 同行常勤監査役 2015年6月 当社社外監査役	0株
独立					
社外					

- (注) 1. 当社と候補者との間に特別の利害関係はありません。
2. 堀田尚志氏は、補欠の社外取締役候補者です。
3. 堀田尚志氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有し、監査業務に精通しており、幅広い見識を活かし、その職務を全うできるものと判断したことによります。
4. 堀田尚志氏が社外取締役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社は同氏と会社法第423条第1項に関する責任について責任限度額を100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 堀田尚志氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外取締役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第6号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は2016年6月24日開催の第88期定時株主総会におきまして、年額300百万円以内（うち社外取締役分は20百万円）とご承認いただき、現在に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員でない取締役の報酬額を移行前と同額の年額300百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内）とさせていただきたいと存じます。なお、監査等委員でない取締役の報酬額には使用人分の給与は含まないものとし、賞与相当額は含まれるものいたします。

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員でない取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は7名（うち社外取締役は1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、その職務と責任を考慮し社外取締役分も含めて、年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

以上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当期の事業の状況

①事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費増税や自然災害による一時的な足踏み感を残したものの、雇用や個人消費の緩やかな拡大、また設備投資の堅調基調等景気は緩やかな回復基調が見られておりました。

一方、世界経済につきましては、米国は国内の雇用情勢や個人消費の好調さが継続的に推移したことから景気は堅調に推移し、中国も政府による投資抑制策の見直し等の下支えにより、景気は底入れの兆しを見せておりました。

しかしながら、昨年末からの新型コロナウイルスの影響拡大によりわが国を含む世界各国の経済は、減速し今後急激な落ち込みが懸念されます。

当社グループの属する自動車業界につきましては、国内は、上期は好調ながら下期は大幅に落ち込み、累計では前期を下回る販売となりました。海外は、世界的にも販売マーケットが大きい北米、中国とも前期を大きく下回る結果となりました。

今後は世界各地においても新型コロナウイルスの影響により生産活動が停止しており、終息時期の見通しが困難な状況です。

このような市場環境の中、当社グループは、欧州および北米顧客への販売拡大により前期に比較し、海外販売は29.6%の増加となりました。しかしながら国内販売は、前期に比較し11.3%の減少となり、国内外を合わせると1.7%の販売減となりました。

なお、新型コロナウイルスの影響について、在外連結子会社は決算月が12月であることから、当連結会計年度への影響は無く、国内顧客の生産も3月末に一部停止がありましたが、軽微な影響にとどまりました。

経常利益につきましては、国内販売の落ち込みの中、原価改善活動に取り組み利益確保に努めてまいりましたが、低稼働設備の除却等により営業外費用が増加したため、前期を下回り経常減益となりました。

また、三菱重工工作機械株式会社との事業統合における生産ライン再編成の完了に伴い、不要な設備の除却および売却を行いました。これにより特別損失として、固定資産除却損112百万円、固定資産売却損17百万円をそれぞれ計上いたしました。

以上の結果、売上高は22,794百万円（前期比404百万円減）、営業利益は811百万円（前期比85百万円減）、経常利益は669百万円（前期比272百万円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は386百万円（前期比237百万円減）となりました。

②設備投資等の状況

当期における設備投資総額は46億32百万円であります。

その主なものは、中空バルブの生産能力増強および海外拠点の能力増強のためであります。

③資金調達の状況

当期の所要資金は、自己資金および借入金で充當いたしました。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 対処すべき課題

当社グループの事業の中心である自動車産業の今後の環境につきましては、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大による大きな影響により、世界各国とも過去に例を見ないほどの深刻な打撃が懸念され、不安定な状況が続くことが考えられます。

このような状況のなか、当社グループといたしましては、グループの更なる成長を目指し、既存品の良品生産性を高め、高機能バルブの事業基盤を確立し、更なる海外拠点の強化に取り組んでまいります。

国内事業は、静岡工場を当社グループのグローバルマザー工場に位置付け、生産人材育成の中核を担うのは勿論のこと「従業員の働き方」に目を向けた働き易い環境を整えることを第一に、少子高齢化等へ対応できるよう働き方の多様化に引き続き取り組んでまいります。また、生産ラインの最適化を目指した合理化、固定費を徹底圧縮し利益の出る体制の構築、製品不良の低減などコスト改善にも引き続き取り組んでまいります。

海外事業は、自動車業界のグローバル化・現地化要請に対応する為、海外子会社の体制強化として、従業員1人1人のスキルアップを目指したグローバル人材の育成、特に各拠点ごとの課題を解決する力や営業力の強化を図り、PQCD（Productivity 生産性、Quality 品質、Cost 価格、Delivery 納期）を更にレベルアップしてまいります。

本年度はスローガンと基本方針を以下のように定め、それぞれの重点課題への取組みの具体化による年度目標の実現を目指してまいります。

スローガン

『自分のためにチャレンジしよう。皆のために助け合おう』

～個人の成長＝会社の成長～

基本方針

- ① 良品生産性の向上
- ② 海外拠点の基盤強化
- ③ 固定費の徹底圧縮

[重点課題1] 良品生産性の向上

全ての製品の生産体制について、様々な改善（生産ラインの再編・合理化、工場環境の改善、小ロット生産改善、不良品低減活動）を行うことによる、良品の生産性向上と最適生産・最適職場の実現

[重点課題2] 海外拠点の基盤強化

海外拠点（中国、インドネシア、メキシコ）において、各社がそれぞれ利益を出すための課題を解決し、営業力の強化やグローバル人材の育成を行う等、PQCDの更なる向上のための基盤強化

[重点課題3] 固定費の徹底圧縮

更なるコスト改善活動、特に固定費（製品在庫・労務費・減価償却費等）を徹底的に圧縮することにより、安定的な収益確保が可能となる体制構築

また、引き続き会社全体の構造改革を推進するとともに、企業の社会的責任（CSR）を果たし、世界のなかで存在価値のある会社として認められる、理想を追求して行くことができる企業体質を目指します。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分	第89期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第90期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第91期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第92期 (当連結会計年度) (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	18,165	20,823	23,198	22,794
経 常 利 益 (百万円)	534	1,723	942	669
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	46	1,162	623	386
1株当たり当期純利益 (円)	22.21	565.78	303.14	187.71
総 資 産 (百万円)	29,011	34,248	34,977	37,240
純 資 産 (百万円)	24,213	25,219	25,745	25,744

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株について1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、第89期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は当社の議決権の45.5%（緊密な者または同意している者を含むと51.8%）を保有しております大同特殊鋼株式会社であります。

当社は親会社よりエンジンバルブ製造用および金型用等の特殊鋼、盛金材等を同社グループの大同興業株式会社等を通じ購入しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容	所在地
株式会社テトス	40百万円	100.0%	・食堂の経営 ・デイサービス ・寮、社宅の管理	静岡県菊川市
株式会社ジャトス	50百万円	100.0%	・貨物運輸業、 貨物の荷造梱包 ・製品在庫管理	神奈川県藤沢市
オーゼックステクノ株式会社	100百万円	100.0%	・自動車用部品の加工 請負および 技術サービスの受託	静岡県菊川市
フジホローバルブ株式会社	1,000百万円	68.1%	・自動車用部品の製造	静岡県菊川市
富士気門（広東）有限公司	64,500千元	100.0%	・自動車用部品の 製造・販売	中国広東省佛山市
PT.FUJI OOZX INDONESIA	2,262億IDR	75.0%	・自動車用部品の 製造・販売	インドネシア共和国 西ジャワ州カラワン 県
FUJI OOZX MEXICO, S.A. DE C.V.	396,998千MXN	97.9%	・自動車用部品の 製造・販売	メキシコ合衆国グア ナファト州
FUJI OOZX AMERICA Inc.	700千US\$	100.0%	・自動車用部品の販売	アメリカ合衆国 イリノイ州

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(5) 主要な事業内容

- ① 各種エンジンバルブ、その他エンジン関連部品ならびに自動車部品の製造および販売。
- ② 工作機械の売買、賃貸借および据付工事請負ならびに治工具、技術の販売。

(6) 主要な営業所および工場等（2020年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本社	静岡県菊川市
横浜本社	横浜市西区
静岡工場	静岡県菊川市
藤沢工場	神奈川県藤沢市

② 子会社

「(4) 重要な親会社および子会社の状況」の②重要な子会社の状況に記載のとおりであります。

(7) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 当社グループの従業員数

従業員数（名）	前期末比増減(△)(名)
1,214 (339)	30 (1)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数（名）	前期末比増減(△)(名)	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
534 (77)	25 (△6)	37.6	15.7

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

① 当社および国内子会社

借入先	借入額 (百万円)
株式会社りそな銀行	1,500
株式会社みずほ銀行	1,000
株式会社三井住友銀行	1,000

② 海外子会社

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	1,182
株式会社三井住友銀行	993
株式会社三菱UFJ銀行	618
株式会社りそな銀行	350

(注) 海外子会社の決算日は12月末日ですが、当連結会計年度末日の借入額を記載しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年3月25日開催の取締役会において、取締役会の監督機能を強化しコーポレートガバナンスの向上を図るとともに、業務執行の機動性を高め迅速な意思決定を可能にするため、2020年6月23日開催の第92期定時株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社へ移行する旨の決議をしております。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,053,973株 (自己株式数1,977株を除く。)
- (3) 株主数 1,157名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (百株)	持株比率 (%)
大同特殊鋼株式会社	9,339	45.4
大同興業株式会社	1,083	5.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,082	5.2
ジェイアンドエス保険サービス株式会社	655	3.1
株式会社りそな銀行	642	3.1
フジオーゼックス取引先持株会	579	2.8
NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED	413	2.0
MSIP CLIENT SECURITIES	399	1.9
阪田和弘	265	1.2
東海東京証券株式会社	262	1.2

(注) 持株比率は、自己株式1,977株を除いて計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員	辻本 敏		FUJI OOZX MEXICO, S.A. DE C.V.取締役会長
常務取締役 執行役員	市川 修	社長補佐 営業・海外部門統括	FUJI OOZX AMERICA Inc.取締役社長
取締役執行役員	藤川 伸二	管理部門統括	株式会社ジャトス取締役社長 株式会社テトス取締役社長
取締役執行役員	浜田 章宏	技術部門統括	
取締役執行役員	高野 雄次	生産部門統括 静岡工場長	
取 締 役	吉永 祐孝		大同特殊鋼株式会社常務執行役員
取 締 役	廣井 公夫		廣井公夫法律事務所 弁護士
常勤監査役	河野 新治		
監 査 役	志村 進		大同特殊鋼株式会社常勤監査役
監 査 役	山田 剛己		山田公認会計士事務所 公認会計士
監 査 役	飯塚 嘉津美		静銀モーゲージサービス株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 取締役廣井公夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。また、廣井公夫氏は東京証券取引所の定める独立役員です。
2. 監査役山田剛己氏および飯塚嘉津美氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役です。
- また、山田剛己氏および飯塚嘉津美氏は東京証券取引所の定める独立役員です。

3. 監査役 河野新治氏は、当社の経理部長に3年間在職しており、財務および会計に関する、相当程度の知見を有するものであります。
 監査役 志村進氏は、大同特殊鋼株式会社の執行役員や取締役を務めるなど、企業経営に精通しており、当社の企業経営全般に対して監査および助言を行える人材であります。
 監査役 山田剛己氏は、公認会計士として企業会計監査に関する豊富な経験と財務および会計に関する専門的知見を有し、企業経営に精通していることからその職務を全うできる人材であります。
 監査役 飯塚嘉津美氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有し、監査業務に精通しており、幅広い見識を活かしその職務を全うできる人材であります。
4. 当社と取締役 吉永祐孝氏および社外取締役 廣井公夫氏、監査役 河野新治氏、志村進氏および社外監査役 山田剛己氏、飯塚嘉津美氏は会社法第423条第1項に関する責任について、最高限度額を100万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。
5. 大同特殊鋼株式会社は、当社の親会社です。
6. 株式会社ジャトスは当社100%出資の子会社です。
7. 株式会社テトスは当社100%出資の子会社です。
8. FUJI OOZX AMERICA Inc.は当社100%出資、FUJI OOZX MEXICO, S.A. DE C.V.は当社97.9%出資の子会社です。

(2) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
 該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
 該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	廣井 公夫	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	山田 剛己	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回、また、監査役会には11回中11回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	飯塚 嘉津美	就任後の当事業年度開催の取締役会には、11回中11回、また、監査役会には8回中8回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員 (名)	報酬等の額 (千円)
取 締 役	7	125,334
監 査 役	4	22,965
合 計	11	148,299

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第88期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円。使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第88期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記のうち、社外取締役1名および社外監査役3名の報酬等の合計額は、7,875千円であります。
4. 上記の取締役および監査役の支給人員には、2019年6月24日開催の第91期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ
- (2) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。
- (3) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

①	当期に係る会計監査人としての報酬等の額	29,000千円
②	当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,000千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の前年度監査実績および今年度の監査計画の内容、監査報酬の見積りの算出根拠と算定内容の適切性・妥当性を検討いたしました。その結果、監査役会は会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めて記載しております。
 3. 当社の重要な子会社については、当社の会計監査人以外の監査人による監査を受けております。

- (4) 非監査業務の内容
該当事項はありません。
- (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認める場合には、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、下記の「経営理念」に従い、フジオーゼックス企業人として公正・正当・妥当に行動する。

この「経営理念」の趣旨を具体的に従業員に解説し、日頃の職務を執行するにあたっての指針とする。

【経営理念】

1. 技術を極め、顧客の高い満足と強い信頼を頂く商品を提供する。
2. 地球環境を守り、企業責任を全うし、社業を通じて社会に貢献する。
3. 世界を視野に高い目標に挑戦し、企業の発展と個人の成長を実現する。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、並びに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役、執行役員および使用人が法令・定款および当社の基本方針を遵守した行動をとるための「経営理念」を定め、代表取締役が繰り返しその精神を取締役、執行役員および使用人に伝えることにより、倫理をもって行動し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、代表取締役社長を委員長とする「CSR委員会」を設置し、取締役、執行役員および使用人が経営理念に従い、フジオーゼックス企業人としての公正・正当・妥当な行動を遵守するよう啓蒙、監査、改善是正を継続する。「CSR委員会」は原則として1年に1回、必要あるときは随時、開催する。

「CSR委員会」の下部組織として「リスクマネジメント委員会」を設置し、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、誠実性および倫理観に対する具体的な行動・判断のよりどころとして「行動基準」および「コンプライアンスガイドライン」を制定し、取締役は率先垂範し社内に徹底するとともに、全社員自ら行動実践できるように階層別教育を行う。

「リスクマネジメント委員会」は原則として6ヶ月に1回開催する。

監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、「リスクマネジメント委員会」、「CSR委員会」と連携を取る。

これらの活動は定期的にとり締役会および監査役会に報告されるものとする。

外部との電子メールについてはモニタリングを実施する。また、法令・定款上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供・相談を行う手段として、ホットラインを設置するとともに当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報制度規程」を制定し、グループ会社を含め適用する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

社則の「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下文書等という）に記録し、保存する。取締役および監査役は、「文書管理規程」により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

また、情報の管理については「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報取扱管理規程」および「特定個人情報取扱管理規程」に従い、適正に管理される。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント委員会」において、当社および当社グループ内の予想されるリスクおよび潜在的リスクを排除・防止するための審議を行う。

また突発危機が発生した場合の対処方針を検討し、対外的影響を最小限にするための対応策を協議する。具体的には「緊急時における事業継続計画」を制定し管理している。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督を行うこととする。

取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、経営会議を毎月2回開催し、職務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行うこととする。

取締役会・経営会議は、必要に応じ臨時に開催を可能とする。

社内規則に基づく、職務権限および意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとることとする。

「経営企画委員会」において、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。

また、每期当初にコストに関する数値目標を含む数値目標の設定を行い、四半期毎に管理会計手法を用いて、目標の達成をレビューし、結果をフィードバックすることにより、職務の効率性を確保するシステムを採用する。

⑤当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社毎に、それぞれの責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、本社コンプライアンス統括部署はこれらを横断的に推進し、管理することとする。

当社は「国内関係会社管理規程」および「海外関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的な財務報告および業務報告を受け、適正な管理体制を確保する体制を構築している。

当社は子会社を含む内部統制システムを運用しており、監査室による定期的な監査を行うことで業務の適正性と効率性を確保している。

また、親会社グループとの内部監査の情報交換と監査技術の研鑽を図るために、「グループCRM研究会」への参加を行うこととする。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。

⑦監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および実効性の確保に関する事項

監査役会は監査役職務を補助すべき使用人および監査室に属する使用人の人事異動について、事前に人事担当取締役より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を人事担当取締役に申し入れることができるものとする。

また当該使用人を懲戒に処する場合には、人事担当取締役はあらかじめ監査役会の承認を得るものとする。

また、監査役職務を補助すべき使用人は取締役の指揮命令系統には属さず、独立して監査役職務の補助にあたることができるものとする。

⑧取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (イ) 監査役は経営会議および職務執行に関する重要な会議および委員会に出席することができる。
- (ロ) 監査役会と協議の上、監査役会に報告すべき事項を定める規程を制定し、この規程に基づき、当社および当社グループの取締役および使用人は次に定める事項を報告することとする。
 1. 経営会議その他職務執行に関する重要な会議で決議された事項
 2. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 3. 毎月の経営状況として重要な事項
 4. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 5. 重大な法令・定款違反
 6. その他コンプライアンス上重要な事項
- (ハ) 使用人は前項（ロ）に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。
- (二) 前項（ハ）において監査役へ通報した者は不利益な取り扱いを受けないことを「内部通報制度規程」に定めて運用する。
- (ホ) 監査役および監査役の使用人の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の償還の処理に関する事項については、取締役の承認を得ることなく実行できる。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 監査役は、定期的に代表取締役社長と情報交換を行う。
- (ロ) 監査役は、監査室および会計監査人と緊密な連携を保ちながら監査役監査の実効性確保を図る。

⑩反社会的勢力による被害を防止するための基本方針について

社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫くことを基本方針とする。

反社会的勢力に対する対応部署を人事総務部に設け、当社、当社グループ、親会社の関係部署および外部専門機関（県、企業防衛対策協議会等）との協力体制を整備している。

⑪財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保する体制について

当社およびグループ会社は、金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制および各業務プロセスの統制活動を強化し、その適正性かつ有効性の評価ができるように、代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、財務報告の信頼性維持・向上を図ることとする。

また、財務報告に係る内部統制において各組織（者）は以下の役割を確認する。

- (イ) 取締役は、組織のすべての活動において最終的な責任を有しており、本基本方針に基づき内部統制を整備・運用する。
- (ロ) 取締役会は、取締役の内部統制の整備および運用に関して監査責任を有しており、内部統制が確実に実施されているか取締役を監視、監督する。
- (ハ) 監査役は、独立した立場から、財務報告とその内部統制の整備および運用状況を監視、監査する。
- (ニ) 監査室は、各統制の管理部署が実施した内部統制の整備・運用状況の把握・分析および有効性評価とは別に内部統制監査を実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当該事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

内部統制委員会を2回開催し、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行い、財務報告の信頼性の維持・向上を図っております。

また、CSR委員会を年1回、リスクマネジメント委員会を年2回開催し、コンプライアンスを推進すると共に、社内リスクの早期発見に努めました。

(3) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

当社として重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、親会社および緊密な者または同意している者の議決権の所有割合が50%を超えている現状を鑑みて、現時点での防衛策の導入はしておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,577,867	流動負債	9,723,571
現金及び預金	3,097,998	支払手形及び買掛金	3,141,795
受取手形及び売掛金	4,072,076	短期借入金	4,742,941
電子記録債権	1,130,897	1年以内返済予定の長期借入金	528,650
商品及び製品	2,375,606	未払法人税等	152,785
仕掛品	1,565,837	賞与引当金	101,064
原材料及び貯蔵品	1,976,892	役員賞与引当金	22,500
その他	367,561	その他	1,033,837
貸倒引当金	△9,000	固定負債	1,773,051
固定資産	22,662,357	長期借入金	1,401,894
有形固定資産	21,899,719	役員退職慰労引当金	2,606
建物及び構築物	4,898,693	退職給付に係る負債	137,056
機械装置及び運搬具	11,885,571	その他	231,496
工具、器具及び備品	263,156	負債合計	11,496,622
土地	3,204,827	(純資産の部)	
リース資産	194,651	株主資本	25,227,399
建設仮勘定	1,452,821	資本金	3,018,648
無形固定資産	126,524	資本剰余金	2,800,499
投資その他の資産	636,113	利益剰余金	19,417,832
繰延税金資産	433,393	自己株式	△9,579
その他	232,971	その他の包括利益累計額	△407,821
貸倒引当金	△30,250	為替換算調整勘定	△244,630
資産合計	37,240,224	退職給付に係る調整累計額	△163,191
		非支配株主持分	924,023
		純資産合計	25,743,601
		負債純資産合計	37,240,224

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		22,793,983
売上原価		18,876,269
売上総利益		3,917,713
販売費及び一般管理費		3,107,054
営業利益		810,659
営業外収益		
受取利息	6,541	
受取配当金	310	
受取賃貸料	20,100	
受取補償金	27,930	
その他	36,566	
		91,448
営業外費用		
支払利息	81,111	
賃貸収入原価	1,455	
固定資産除却損	91,005	
為替差損	27,307	
その他	31,919	
		232,797
経常利益		669,310
特別損失		
固定資産売却損	16,542	
固定資産除却損	111,583	
		128,125
税金等調整前当期純利益		541,186
法人税、住民税及び事業税	278,006	
法人税等調整額	△94,824	
		183,182
当期純利益		358,003
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△27,549
親会社株主に帰属する当期純利益		385,552

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,018,648	2,800,499	19,278,760	△9,461	25,088,446
当期変動額					
剰余金の配当			△246,481		△246,481
親会社株主に帰属する 当期純利益			385,552		385,552
自己株式の取得				△119	△119
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	139,072	△119	138,953
当期末残高	3,018,648	2,800,499	19,417,832	△9,579	25,227,399

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産 合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△680	△146,301	△150,088	△297,069	953,213	25,744,590
当期変動額						
剰余金の配当						△246,481
親会社株主に帰属する 当期純利益						385,552
自己株式の取得						△119
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	680	△98,330	△13,102	△110,752	△29,189	△139,942
当期変動額合計	680	△98,330	△13,102	△110,752	△29,189	△988
当期末残高	-	△244,630	△163,191	△407,821	924,023	25,743,601

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,151,270	流動負債	7,327,110
現金及び預金	1,305,772	支払手形	51,200
受取手形	273	電子記録債権	429,281
電子記録債権	1,128,668	買掛金	2,361,670
売掛金	4,300,307	短期借入金	3,500,000
商品及び製品	1,804,456	未払金	465,941
仕掛品	841,387	未払費用	219,939
原材料及び貯蔵品	1,263,235	未払事業所税	1,310
前払費用	12,321	未払法人税等	114,741
関係会社預け入金	12,102	預り金	31,624
未収金	385,880	役員賞与引当金	20,700
その他の現金	105,869	その他の	130,704
貸倒引当金	△9,000	固定負債	52,560
固定資産	19,981,263	退職給付引当金	44,575
有形固定資産	13,169,512	その他の	7,985
建物	2,606,855	負債合計	7,379,669
構築物	349,513	(純資産の部)	
機械及び装置	6,681,208	株主資本	23,752,863
車両運搬具	2,038	資本金	3,018,648
工具、器具及び備品	145,684	資本剰余金	2,769,453
土地	2,596,256	資本準備金	2,769,453
建設仮勘定	787,957	利益剰余金	17,974,342
無形固定資産	100,661	利益準備金	392,948
ソフトウェア	83,971	その他利益剰余金	17,581,395
ソフトウェア仮勘定	975	固定資産圧縮積立金	105,277
施設用権	15,715	別途積立金	5,226,034
投資その他の資産	6,711,090	繰越利益剰余金	12,250,084
投資有価証券	1,000	自己株式	△9,579
関係会社株	5,369,324	純資産合計	23,752,863
関係会社出資金	1,061,607	負債純資産合計	31,132,533
従業員に対する長期貸付金	12,998		
前払年金費用	187,289		
繰延税金資産	37,821		
その他の現金	71,302		
貸倒引当金	△30,250		
資産合計	31,132,533		

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		21,452,053
売上原価		18,874,220
売上総利益		2,577,833
販売費及び一般管理費		2,202,635
営業利益		375,198
営業外収益		
受取利息	339	
受取配当金	49,400	
受取賃貸料	598,558	
受取補償金	27,930	
その他	22,578	
		698,805
営業外費用		
支払利息	8,402	
賃貸収入原価	482,911	
固定資産除却損	90,859	
為替差損	25,895	
その他	25,249	
		633,315
経常利益		440,688
特別利益		
受取補償金	77,768	77,768
特別損失		
子会社株式評価損	59,648	
固定資産売却損	16,542	
固定資産除却損	110,807	186,997
税引前当期純利益		331,459
法人税、住民税及び事業税	141,540	
法人税等調整額	△31,150	110,390
当期純利益		221,069

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,018,648	2,769,453	2,769,453	392,948	108,005	5,226,034	12,272,768	17,999,754
当期変動額								
剰余金の配当							△246,481	△246,481
固定資産圧縮積立金の取崩					△2,728		2,728	-
当期純利益							221,069	221,069
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	△2,728	-	△22,684	△25,412
当期末残高	3,018,648	2,769,453	2,769,453	392,948	105,277	5,226,034	12,250,084	17,974,342

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△9,461	23,778,394	△680	△680	23,777,714
当期変動額					
剰余金の配当		△246,481		-	△246,481
固定資産圧縮積立金の取崩		-		-	-
当期純利益		221,069		-	221,069
自己株式の取得	△119	△119		-	△119
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		-	680	680	680
当期変動額合計	△119	△25,531	680	680	△24,851
当期末残高	△9,579	23,752,863	-	-	23,752,863

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

フジオーゼックス株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

静岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 孫 延生 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 酒井 博康 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フジオーゼックス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジオーゼックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

フジオーゼックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

静岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 孫 延生 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 酒井 博康 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジオーゼックス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場及び営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

フジオーゼックス株式会社 監査役会

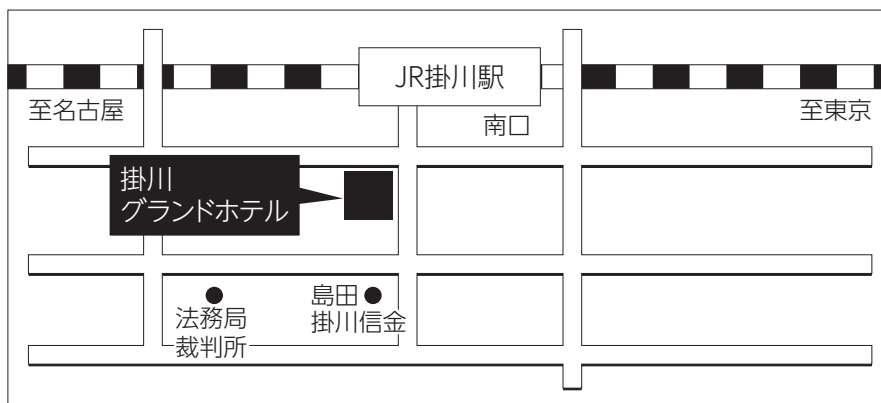
常勤監査役	河野新治	㊟
監査役	志村進	㊟
監査役	山田剛己	㊟
監査役	飯塚嘉津美	㊟

(注) 監査役山田剛己及び監査役飯塚嘉津美は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場案内図

会場 静岡県掛川市亀の甲1丁目3番地の1
掛川グランドホテル 3階
シャングリラスイート
電話 0537-23-3333



<交通機関> JR東海道線 掛川駅南口から徒歩約2分